

KATUJIMU

料金表

2023年8月～



便利な社労士屋さん行政書士屋さん KATUJIMU 料金表

2023年8月～

手続き料金は物価の上昇、経済の状況の変化などにより料金変更される場合があります。
料金変更の場合は改めて料金表をお渡しします。

新規適用手続き (労働保険・社会保険)

労働保険 手続き	労働保険新規適用手続き一式 (雇用保険・労災保険) ・ 保険関係成立届 (労働者を1人でも雇用した日から10日以内に申請) ・ 概算保険料申告書 (保険関係成立届と同時に申請) ・ 雇用保険事業所設置届 (事業所を設置し労働者雇用の日から10日以内に申請) ・ 雇用保険被保険者資格取得届 (事業所設置と同時に申請)	
従業員数 及び 料金	1人～5人まで	33,000円
	6人～10人まで	44,000円
	11人～15人まで	55,000円
	16人以上は1人増すごとに算されます。	1人につき1,100円加算
社会保険 手続き	社会保険新規適用手続き一式 (健康保険・厚生年金) ・ 新規適用届 (適用事業所該当した日から5日以内に申請) ・ 被保険者資格取得届 (同時に申請) ・ 被扶養者 (異動) 届 (同時に申請) ・ 保険料口座振替納付申出書 (同時に申請)	
労働者数 及び 料金	1人～5人まで	44,000円
	6人～10人まで	55,000円
	11人～15人まで	66,000円
	16人以上は1人増すごとに算されます。	1人につき1,100円加算
労働保険・社会保険の手続き両方を同時にお申し込みの場合は10%割引になります。 【例】 労働者5人の新規適用の手続き料金 (労働保険・社会保険両方お申込みの場合) 労働保険新規適用30,000円+社会保険新規適用40,000円 = 70,000円 70,000円-7,000円 (10%引き) = 63,000円 63,000円+消費税 (10%) = 69,300円 69,300円となります。		

従業員の入社・退社手続き 給与・賞与手続き

労働者を雇ったときに必要な手続き	
労働保険	被保険者資格取得届 (被保険者を雇用した時、翌月10日までに申請) 1名につき11,000円
社会保険	・被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届 (社員として採用した日から起算して5日以内に申請) 1人につき11,000円
	・被扶養者(異動)届・第3号被保険者関係届 (被保険者が被扶養者を有するようになったとき等) 1人につき11,000円
労働者を雇った時の手続きおまとめ申請	
上記の手続きをすべてお任せいただいた場合の料金: 1人につき22,000円	
労働者が退社したときに必要な手続き	
労働保険	・被保険者資格喪失届 (被保険者が離職した場合は、その日から10日以内に申請) (離職票なし) 1人につき 11,000円 (離職票あり) 1人につき16,500円
	・離職票は退職する被保険者が希望するときは交付しなくてはなりません。 ただし、退職した日において満59歳以上の方には必ず交付します。
社会保険	・被保険者資格喪失届 (資格を喪失した日から5日以内に申請) 1人につき11,000円
従業員の給与が増減した時(原則2等級の増減)	
社会保険	・被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届 (該当した場合に速やかに提出) 5名まで1人につき4,400円 6人以上1人につき1,100円加算
労働者に賞与を支払ったとき	
社会保険	・被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届 (支給された日から5日以内に提出) 5名まで1人につき2,200円 6人以上1人につき1,100円加算

労働保険年度更新、社会保険算定基礎届

労働保険 年度更新 6月1日から40日以内	1人～10人まで 33,000円
	11人以上1人につき1,100円加算
社会保険 算定基礎届 7月1日～7月10日	1人～10人まで 44,000円
	11人以上1人につき1,100円加算

労働保険年度更新、社会保険算定基礎届は毎年1回必要になる届出です。

- ・労働保険年度更新は毎年6月1日から40日以内に提出
- ・社会保険算定基礎届は毎年7月1日から7月10日までに提出

労働保険年度更新、社会保険算定基礎届の両方を依頼の場合、10%割引価格となります

【例】

従業員10名の場合の労働保険、社会保険の手続き

年度更新30,000円+算定基礎届40,000円=70,000円

70,000円-10%(7,000円)=63,000円

63,000円×消費税=69,300円 69,300円です。

事業廃止手続き

事業を廃止する場合の手続き	
労働保険手続き (雇用保険廃止一式、資格喪失、離職票)	社会保険手続き (適用事業所廃止、資格喪失一式)
10人まで55,000円	10人まで55,000円
10人以上1人増加ごとに1,650円加算	10人以上1人増加ごとに1,650円加算
<p>※労働保険、社会保険両方をお任せいただける場合は10%割引</p> <p>【例】</p> <p>従業員10人の会社の場合</p> <p>労働保険 50,000円+社会保険50,000=100,000円</p> <p>100,000円-10%(10,000円)=90,000円</p> <p>90,000円+消費税=99,000円</p> <p style="text-align: right;">99,000円です。</p>	

顧問契約料金表

KATUJIMU はサブスク契約で気軽に顧問契約ができます。

毎月1日に契約料金をお支払いいただきます。

解約は前月末日の10日前までにご連絡ください

(8月で解約したい場合。7月31日の10日前までにご連絡ください。)

- ・ 労務管理コンサルタント顧問契約 (A)
- ・ 手続き顧問契約 (B)
- ・ 総合顧問契約 (A) + (B) = (C)

社会保険労務士顧問契約料金 (月額) サブスク契約			
人数	労務管理コンサルタント顧問契約 (A)	手続き申請代行顧問契約 (B)	総合顧問契約 (C)
5人未満	11,000円	11,000円	22,000円
5人～10人	11,000円	16,500円	27,500円
11人～20人	11,000円	22,000円	33,000円
21人～30人	16,500円	27,500円	44,000円
31人～40人	16,500円	33,000円	49,500円
41人～50人	16,500円	38,500円	55,000円
51人～	協議により料金を定めます。		

顧問契約 (A)・・・労務関係のアドバイスをさせていただきます。

書類作成などは御社でお願いします。

顧問契約 (B)・・・手続き業務のみ行わせていただきます。(書類作成、提出のみ)

(一部書類収集をお願いすることがあります)

顧問契約 (C)・・・顧問契約 (A)、顧問契約 (B)の両方をお任せいただけます。

【顧問契約の注意点】(A) (B) (C) 共通

- ・労働保険関係手続き及び社会保険関係手続きに関する法務を行います。
- ・新規適用関係業務（労働・社会保険）は顧問契約では行いません。
- ・雇用・労災保険給付手続きは顧問契約では行いません。
- ・助成金相談は顧問契約の場合でも別途成功報酬等発生いたします。
（就業規則など見直しが必要な場合には別途料金が発生します。）
- ・就業規則の見直しなど就業規則関係の業務は相談のみ顧問契約に含まれます。
（書類作成は別途料金が発生します。）
- ・労働保険年度更新、社会保険算定基礎届業務は顧問契約では行いません。

（別途料金が発生します。）

- ・毎月1回の定期訪問を行います。
- ・毎月1回の情報誌（法改正情報等）をお届けします。

詳しくは事務所までお問い合わせください。

顧問契約の締結の際には契約書にサインを頂きます。

労働保険手続き報酬（雇用保険関係）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
1	雇用保険適用事業所 設置届	新規に事業所を設置した。	16,500円
2	雇用保険適用事業所 廃止届	事業所を廃止した。	33,000円～
3	雇用保険事業主事業所 各種変更届	事業所の名称、所在地変更	11,000円
4	雇用保険被保険者関係 届出事務等代理 選任、解任届	新規に代理人を選任、 解任したとき。	11,000円
5	雇用保険事業所非該当 承認申請書	雇用保険関係に手続きを本社など で行っているとき。	11,000円
6	雇用保険被保険 者資格取得届	労働者を雇い入れたとき。	11,000円
7	個人番号登録・変更届	個人番号を登録、変更したとき。	11,000円
8	雇用保険被保険者 資格喪失届	労働者が離職したとき。	11,000円
9	雇用保険被保険者 離職証明書	労働者が離職したとき。 (59歳以上の場合必ず必要)	16,500円
10	雇用保険被保険者 転勤届	労働者が転勤したとき。	11,000円
11	雇用保険被保険者証 再交付申請書	労働者が被保険者証を無くした。	11,000円

労働保険手続き報酬（雇用保険関係）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
12	雇用保険六十歳到達時 賃金証明書	労働者が60歳になり、引き続き 雇用される場合。 （賃金が一定額低下するとき）	16,500円
13	高年齢雇用継続給付受給資 格確認票・（初回）高年齢 雇用継続給付支給申請書	60歳到達の労働者が継続給付を 受けるとき。（初回）	33,000円
14	高年齢雇用継続給付 申請書	継続給付を受けるとき （2回目以降）	11,000円
15	雇用保険被保険者休業開始 時賃金月額証明書・ 所定労働時間短縮開始時 賃金証明書	労働者が育児休業、介護休業を 開始するとき	16,500円
16	育児休業給付受給資格確認 票・（初回）育児休業給付 金支給申請書	労働者が育児休業を開始し 給付を受けるとき。	27,500円
17	育児休業給付支給申請書	労働者が育児休業を開始し 給付を受けるとき（2回目以降）	11,000円
18	介護休業給付支給申請書	労働者が介護休業を開始し 給付を受けるとき。	27,500円

労働保険手続き報酬（徴収法関係）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
1	保険関係成立届 （継続）	労働者を1人でも雇ったとき。	33,000円～
2	保険関係成立届 （有期）	労働者を1人でも雇ったとき。	33,000円～
3	労働保険継続事業 一括認可 追加・取消申請書	2つ以上の事業所の手続きを 一つの保険関係とするとき。	11,000円
4	労働保険概算・増加概算・ 確定保険料申告書（中途）	適用事業所や任意適用事業所が 保険関係成立届を提出するとき。	33,000円～ （別途お見積り） 年度更新参照
5	労働保険概算・増加概算・ 確定保険料申告書 （年度更新）	前年度から保険関係が成立して いる場合の労働保険料の申告	
6	労働保険概算・増加概算・ 確定保険料申告書（清算）	労働保険の保険関係が 消滅するとき	
7	労働保険概算・増加概算・ 確定保険料申告書 （有期）	有期事業が事業を開始したとき。	
8	労働保険確定保険料申告書 （清算）	有期事業が終了し労働保険の 保険料清算するとき。	
9	労働保険一括有期事業 報告書（建設）	有期事業の労働保険料納付時に 添付	11,000円
10	一括有期事業総括表 （建設）	有期事業の労働保険料納付時に 添付	
11	労働保険労働保険料 還付請求書	労働保険料を納めすぎている場合 の還付請求。	11,000円

労働基準法関係（協定届、就業規則作成、変更、賃金規定作成）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
1	就業規則作成	就業規則を初めて作成または全面的に改定する場合。	110,000円～ 応相談
2	就業規則変更	法改正や新たな規則を定めたとき	33,000円～ 応相談
3	賃金規定作成	就業規則の絶対的記載事項である賃金について別途定めるとき	44,000円～ 応相談
4	各種規定作成	各種規定の作成 (テレワーク規定など)	33,000円～ 応相談
5	時間外労働・休日労働に関する協定届 (限度時間を超えない)	36協定書 時間外労働や休日労働をするとき	22,000円
6	時間外労働・休日労働に関する協定届 (限度時間を超える)	36協定書（特別条項） 時間外労働や休日労働をするとき	22,000円
7	貯蓄管理に関する協定届	社内預金など行うとき	22,000円
8	1週間単位の非定型的 変形労働時間制に関する 協定届	変形労働時間制を導入するとき	27,500円～
9	専門業務型裁量労働制に 関する協定届	専門業務型裁量労働制導入を 導入するとき	33,000円～
10	1箇月単位の 変形労働時間制に関する 協定届	1か月単位の変形労働時間制を 採用するとき	33,000円～
11	フレックスタイム制に 関する協定届 清算期間が1か月を 超える場合	フレックスタイム制を 採用するとき	33,000円～

労働基準法関係（協定届、就業規則作成、変更、賃金規定作成）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
12	1年単位の変形労働制に関する協定書	1年単位の変形労働時間制を採用するとき	38,500円～
13	解雇予告除外認定書	解雇予告の適用除外を求めるとき	11,000円
14	賃金控除に関する協定書	法定以外のものを賃金から控除する	11,000円
15	事業場外労働に関する協定届	事業場外労働時間制を採用するとき	22,000円～
16	就業規則（変更）届 意見書	就業規則の作成や変更をした時に添付が必要	就業規則、変更を含む
17	労働契約書作成 （行政書士業務含む）	労働契約を締結する書類	11,000円～ 応相談
18	労働条件通知書作成 （行政書士業務）	労働条件の通知をするとき	11,000円～ 応相談
19	各種契約書作成 （行政書士業務含む）	各種契約書作成します。	11,000円～ 応相談
20	退職金規定 （行政書士業務含む）	退職金の定めをしたとき	44,000円～ 応相談
21	育児・介護休業規定 （行政書士業務含む）	育児・介護の規定の作成	44,000円～ 応相談

労働保険手続き料金（労災法関係）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
1	療養補償給付たる療養の給付請求書	業務上負傷又は疾病のとき （指定病院提出）	22,000円
2	療養補償給付たる療養の費用請求書	業務上負傷又は疾病のとき （指定病院以外）	22,000円
3	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届	指定病院などの変更	11,000円
4	休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書	業務上の負傷、疾病により労働者が休んでいるとき（4日目から）	38,500円
5	労働者死傷病報告（様式23号）	業務上の負傷、疾病により死亡又は休業が4日以上に及ぶとき。	16,500円
6	障害補償給付支給請求書・障害特別支給金・障害特別年金・障害特別一時金支給申請書	業務上の負傷疾病により治療を受けていた労働者に障害が残ったとき	44,000円～
7	障害補償年金・障害年金前払一時金請求書	障害補償年金の前払いを希望するとき。	16,500円
8	遺族補償年金支給請求書 遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書	業務上負傷、疾病により労働者が亡くなったとき （遺族に支給）	44,000円～ （戸籍収集別途）
9	遺族補償年金・遺族年金前払一時金請求書	遺族補償年金の前払いを希望するとき	16,500円
10	遺族補償一時金支給請求書・遺族特別支給金・遺族特別一時金支給申請書	遺族補償年金の受給できる遺族がない又は失権しているなど。	16,500円 （戸籍収集別途）

労働保険手続き料金（労災法関係）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
11	葬祭料請求書	業務上負傷、疾病により労働者が死亡した場合に葬儀など行う者に支給。	11,000円
12	介護補償給付・ 介護給付支給請求書	介護補償給付を 受けようとするとき	16,500円
13	療養給付たる療養の 給付請求書	通勤災害により労働者が負傷した とき（指定病院）	22,000円
14	療養給付たる療養の 費用請求書	通勤災害により労働者が負傷した とき（指定病院以外）	22,000円
15	療養給付たる療養の 給付を受ける指定病院等 （変更）届	通勤災害の労働者が指定病院の変 更をするとき	11,000円
16	休業給付支給請求書・ 休業特別支給金支給申請書	通勤災害により労働者が負傷疾病 し休んでいるとき	38,500円
17	第三者行為災害届 （業務災害・通勤災害）	通勤災害の負傷疾病の原因が第三 者の行為の場合など	44,000円～
18	未支給の保険給付支給 請求書・未支給の 特別支給金支給申請書	労災保険の給付に未支給があると	11,000円～ （戸籍収集別途）
19	特別加入申請書 （中小事業主等）	中小事業主が特別加入するとき	別途お見積り

社会保険手続き料金（健康保険法関係）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
1	健康保険・厚生年金保険 新規適用届一式	会社を新規に設立した時など	44,000円～ （新規適用参照）
2	健康保険・厚生年金保険 任意適用申請書一式	社会保険の任意適用を受けようとするとき。	44,000円～ （新規適用参照）
3	事業所関係 変更（訂正）届	事業主の変更や電話番号変更、 代理人の選任解任など あったとき。	11,000円
4	適用事業所名称／ 所在地変更（訂正）届	事業所の名称、所在地の変更が あった時	11,000円
5	適用事業所全喪届	適用事業所でなくなったとき。	（別途お見積り）
6	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 厚生年金70歳以上 被用者該当届	新規に従業員を採用したとき。	11,000円
7	健康保険被扶養者 （異動）届・ 国民年金第3号被保険者 該当届	被保険者が被扶養者を有するよう になったとき。	11,000円
8	被保険者住所変更届	被保険者の住所が変更にな ったとき。	11,000円
9	被保険者資格喪失届・ 厚生年金70歳以上 被用者不該当届	被保険者が退職、死亡したとき。	11,000円
10	健康保険被保険者証 回収不能届	被保険者証の回収ができないとき	11,000円

社会保険手続き料金（健康保険法関係）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
11	報酬月額算定基礎届 厚生年金70歳以上 被用者算定基礎届	毎年の標準報酬を 決定するためのもの （7月1日現在在職する 被保険者）	44,000円～ （年度更新参照）
12	報酬月額変更届 厚生年金70歳以上 被用者月額変更届	標準報酬月額が変更となる場合の 手続き（昇給、減給など）	22,000円～
13	被保険者賞与支払届 厚生年金70歳以上 被用者賞与支払届	賞与などが支払われた場合に 必要な手続き。	22,000円～
14	健康保険標準賞与額 累計申出書	年金事務所の管轄が異なるとき 等に賞与額が一定額を超えるとき	11,000円
15	健康保険被保険者証 再交付申請書	被保険者証を「き損」「滅失」 したとき。	11,000円
16	産前産後休業取得者 申出書／変更（終了）届	産前産後休業を取得、産前産後休 業期間が変更などしたとき。	11,000円
17	産前産後休業終了時 報酬月額変更届・ 厚生年金70歳以上 被用者産前産後休業 終了時報酬月額相当 変更届	産前産後休業した被保険者の 標準報酬月額を変更するとき。	16,500円～
18	育児休業等取得者申出書 （新規・延長）/終了届	育児休業を取得、終了するとき など。	11,000円
19	育児休業等終了時報酬月額 変更届	育児休業取得者が現場復帰し 標準報酬月額を変更するとき。	16,500円～

社会保険手続き料金（健康保険法関係）

	手続き種類	手続き内容	料金（税込）
20	介護保険適用除外等届	海外に居住などで介護保険の適用を受けなくなったとき	11,000円
21	年金手帳再交付申請書	年金手帳を「き損」、「滅失」などしたとき	11,000円
22	被保険者氏名変更（訂正）届	被保険者の氏名が変更になったとき。	11,000円
23	被保険者生年月日訂正届（処理票）	被保険者の生年月日が間違っているとき	11,000円
24	養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届	標準報酬月額が育児のためなどで低下している場合に従前の標準報酬月額を使用したいとき	11,000円
25	被扶養配偶者非該当届	3合意被保険者に該当しなくなったとき	11,000円
26	ローマ字氏名届	外国人の方の氏名届	11,000円

各種年金手続き報酬

	手続き種類	手続き内容	料金 (税込)
1	国民年金・厚生年金 老齢給付 年金請求書	老齢年金の請求	33,000円
2	国民年金・厚生年金 裁定請求書 (65歳支給)	65歳前に年金支給を受けていた 方が65歳になって年金支給を受 けるとき	33,000円
3	国民年金 遺族年金請求書	遺族年金請求 (戸籍収集等含む)	38,500円～
4	厚生年金 遺族年金請求書	遺族年金請求 (戸籍収集等含む)	38,500円～
5	国民年金・厚生年金 支給繰り上げ請求書	年金の支給繰り上げを 受けたいとき	11,000円
6	国民年金・厚生年金 支給繰り下げ請求書	年金の支給繰り下げを 受けたいとき	11,000円
7	遺族年金失権届	遺族年金の受給権が 消滅したとき	11,000円
8	年金分割に関する コンサルタント	離婚にかかる年金分割コンサル 書類作成含む	33,000円～ (別途見積もり)
9	遺族年金に関する コンサルタント	遺族年金にかかるコンサル 書類作成含む	38,500円～ (別途見積もり)

障害年金請求報酬（成功報酬型で安心です）

障害年金に関する報酬（記載のないものについてはお問合せください。）		
<p>着手金0円（交通費、切手代、住民票取得費用等 実費がかかります） 幣事務所では特別な事情などの場合を除き 病院などへの付き添いはしていません。</p>		
1	障害年金申請サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・各種障害年金に関する書類作成、申請代行 ・障害年金に関するアドバイス
		<p>報酬：支給される年金の2か月分＋消費税 若しくは110,000円＋消費税の どちらか高い方。 ※遡及される場合は遡及額の1か月分（消費税込み）を 上記金額に加算します。</p>
2	障害年金更新申請	<p>認定が期限付きだった場合の更新申請。</p>
		<p>着手金：11,000円 （初回申請からのお客様は5,500円） 報酬：更新後の年金決定額の1か月分（加算額含む） + 消費税</p>
3	支給停止事由消滅届	<p>年金が支給停止になってしまった場合の 年金再開の手続き</p>
		<p>着手金：11,000円 （初回申請かのお客様は5,500円） 報酬：年金支給額の1か月分＋消費税若しくは 110,000円＋消費税のどちらか高い方</p>
4	審査請求・再審査請求	<p>障害年金の審査の決定に不服場ある場合</p>
		<p>着手金：55,000円 （初回申請からのお客様は22,000円） 報酬：年金受給額（加算額含む）の3か月分＋消費税 遡及された場合は上記金額に遡及額の10%＋ 消費税を加算</p>

永住許可申請コンサルタント

成功報酬型で安心です。不許可の場合は報酬を頂きません。

永住許可申請相談	何回でも無料
----------	--------

【当事務所に依頼のメリット】

- ・ 入国管理局とのやり取り、交渉もお任せください。
- ・ 責任をもって最後まで仕事をさせていただきます。
- ・ 明確な料金設定。(不明瞭な料金は一切いただきません。)

フルサポートプラン	
永住許可申請（会社役員）	132,000円～
永住許可申請（会社員等）	18歳以上110,000円～
永住許可申請（家族）1人につき	18歳未満44,000円～ 6歳未満33,000円～
(別途料金) ・ 翻訳 英語＝1枚につき3,300円 中国語・韓国語＝1枚につき1,650円	
※必要な書類収集につき、お客様にお手伝いいただくことがあります。	

エコノミープラン（書類のチェックと申請代行のみ）	
永住許可申請（会社役員）	44,000円～
永住許可申請（会社員等）	18歳以上33,000円～
永住許可申請（家族）1人につき	18歳未満27,500円～
(別途料金) ・ 翻訳 英語＝1枚につき3,300円 中国語・韓国語＝1枚につき1,650円	
※必要な書類収集、申請書はお客様にお願いいたします。 必要なアドバイスはさせていただきます。 (必要書類の収集方法や申請書作成アドバイスなど)	

入管手続き料金

入管申請手続き相談	初回無料
-----------	------

【当事務所に依頼のメリット】

- ・ 入国管理局とのやり取り、交渉もお任せください。
- ・ 責任をもって最後まで仕事をさせていただきます。
- ・ 明確な料金設定。(不明瞭な料金は一切いただきません。)

【経営・管理】の入管申請

- ・ 日本において貿易、その他の事業の経営を開始もしくは日本におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は日本においてこれらの事業の経営を開始した外国人もしくは日本におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行いもしくは当該事業の管理に従事する活動

料金

在留資格認定証明書	198,000円～
在留資格変更申請	187,000円～
在留期間更新申請	55,000円～

- ・ 法定費用込み（申請手数料、役所料金）
- ・ お客様に一部書類収集などのお手伝いをさせていただくことがあります。

【書類チェック・提出のみの料金】※アドバイスはさせていただきます。

- ・ 在留資格認定証明書 66,000円～
- ・ 在留資格変更申請 44,000円～
- ・ 在留期間更新 27,500円～

入管手続き料金

就労系資格の入管手続き

【技術】 【人文知識・国際業務】 【法律・会計業務】 など

- ・日本の公私の機関との契約により理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務
- ・日本の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文知識の分野に属する知識を必要とする業務、外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務
- ・外国法事務弁護士、外国公認会計士、その他法律上資格を有する者が行うとされている法律、会計にかかる業務

料金

在留資格認定証明書	110,000円～
在留資格変更申請（転職等変更なし）	77,000円～
在留資格変更申請（転職等変更あり）	88,000円～
在留期間更新申請	44,000円～

- ・法定費用込み（申請手数料、役所料金）
- ・お客様に一部書類収集などのお手伝いをさせていただくことがあります。

【書類チェック・提出のみの料金】 ※アドバイスはさせていただきます。

- ・在留資格認定証明書 44,000円～
- ・在留資格変更申請（転職等変更なし） 33,000円～
- ・在留資格変更申請（転職等変更あり） 38,500円～
- ・在留期間更新 27,500円～

入管手続き料金

非就労系資格の入管手続き

【家族滞在】【留学】【日本人の配偶者・永住者の配偶者・定住者】など

- ・別表第一の1, 2の表または3の表の上欄の在留資格をもって在留する者またはこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子
- ・日本の大学、高等専門学校、高等学校もしくは特別支援学校の高等部、専修学校もしくは各種学校または設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける者
- ・日本人の配偶者もしくは特別養子又は日本人の子として出生
- ・永住者の配偶者または永住者の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留
- ・法務大臣が特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定して居住

料金

在留資格認定証明書	99,000円～
在留資格変更申請（転職なし）	66,000円～
在留資格変更申請（転職あり）	77,000円～
在留資格変更申請（留学から就労系資格）	55,000円～
在留期間更新申請	44,000円～

- ・法定費用込み（申請手数料、役所料金）
- ・お客様に一部書類収集などのお手伝いをさせていただくことがあります。

【書類チェック・提出のみの料金】※アドバイスはさせていただきます。

- ・在留資格認定証明書 44,000円～
- ・在留資格変更申請（転職など変更なし、留学から就労系） 33,000円～
- ・在留資格変更申請（転職など変更あり） 38,500円～
- ・在留期間更新 27,500円～

建設業許可更新申請手続き料金

相談料	初回無料
-----	------

建設業許可更新申請手続き料金（お見積もりいたします）	
建設業許可更新申請（知事 一般） 個人	66,000円
建設業許可更新申請（知事 一般） 法人	77,000円
建設業許可更新申請（知事 特定） 法人	88,000円
建設業許可更新申請（大臣） 法人	110,000円
決算変更届（知事） 個人	1年につき33,000円
決算変更届（知事） 法人	1年につき38,500円
決算変更届（大臣） 法人	1年につき55,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・法定費用5万円は別途頂戴します。 ・証明書類の取得費用は実費頂戴いたします。 <p>【例】 建設業許可更新申請（知事 一般 法人）+決算変更届5年分 $55,000 + (38,500円 \times 5) + 5万円（法定費用） = 297,500円$ ・297,500円+証明費用実費です。</p>	

役員変更などの各種変更申請	22,000～
---------------	---------

法人設立関係書類作成料金

株式会社設立書類作成（お見積もりいたします）		相談初回無料
株式会社設立サポート料金	99,000円～	
<p>株式会社設立サポートは株式会社設立に必要な定款の作成から各種議事録の作成 資本金払い込み証明などすべてのサポートをさせていただきます。</p> <p>（設立登記申請については当事務所では行いません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役所手数料など実費頂戴いたします。 ・ 定款認証手数料は含まれています。 <p>（公証役場の手数料 【例】資本金300万円の場合5万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款認証印紙代は別途頂戴いたします。（電子定款の場合は不要です） ・ 議事録など株式会社の組織により必要ものをすべて含みます。 <p>（取締役会あり、なし など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の作成について、複雑なものを作成の場合は別途お見積りとなります。 ・ 法人印、代表者印作成などは当事務所では行っておりません。 		

合同会社設立書類作成（お見積もりいたします）		相談初回無料
合同会社設立サポート料金	55,000円～	
<p>合同会社設立サポートは、合同会社設立に必要な定款の作成から代表社員の就任承諾書などの 必要書類の作成などすべてのサポートをさせていただきます。</p> <p>（設立登記申請については当事務所では行いません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役所手数料など別途頂戴いたします。 ・ 定款の作成について、複雑なものを作成の場合は別途お見積りとなります。 ・ 法人印、代表印などの作成は当事務所では行っておりません。 		

定款作成	55,000円～
定款変更	11,000円～
各種議事録作成	11,000円～

飲食店営業許可申請手続き料金

相談料	初回無料
-----	------

飲食店営業許可手続き料金	
飲食店営業許可申請手続き	44,000円～
喫茶店営業許可申請手続き	44,000円～
菓子等製造許可申請手続き	44,000円～
二業種同時申請	一業種加えるごとに16,500円を上記金額に加算
店舗図面作成	33,000円～
申請書のみ作成	11,000円
各種変更申請	11,000円
・印紙、申請手数料などの費用は別途頂戴いたします。	

古物営業許可申請手続き料金

相談料	初回無料
-----	------

古物営業許可申請手続き料金		
古物営業許可申請	個人	33,000円～
古物営業許可申請	法人（役員4人まで） 5人以上1名増加ごとに 5,500円加算	44,000円～
古物営業許可申請 インターネットショップ	個人	44,000円～
古物営業許可申請 インターネットショップ	法人（役員4人まで） 5人以上1名増加ごとに 5,500円加算	55,000円～
各種変更申請		11,000円
・印紙、申請手数料などの費用は別途頂戴いたします。		

遺言・相続手続き料金

相談（終活相談も対応いたします。）	初回無料	
自筆証書遺言書起案作成 コンサルタント	お客様の話を伺い必要書類を収集し起案を作成します。	55,000円～
遺言書チェック	お客様が書かれた遺言書が法律に基づいているチェックします。	11,000円
相続関係説明図作成	戸籍収集料金込み（4人まで） 4人を超えた場合1人ごとに戸籍収集費用3,300円加算	38,500円～
相続人調査	戸籍収集料金込み（4人まで） 4人を超えた場合1人ごとに戸籍収集費用3,300円加算	27,500円～
相続人確定作業	お客様が収集した戸籍から誰が相続人になるかお調べします	11,000円
財産目録作成	お客様の財産をお聞きして目録を作成します。（調査いたします。）	33,000円～ （別途調査費用）
預貯金名義変更 払い戻しサポート	1金融機関につき	27,500円
遺産分割協議書作成	相続人の方で話し合った内容を書面にします。 （公正証書作成の場合別途料金がかかります。）	55,000円～
見守り契約	契約書作成費用込み 月1回の訪問、月2回の電話確認 メールの無制限対応 など	月額5,500円～
死後事務委任契約書作成	一人暮らしの方の死後の事務の契約書作成。	22,000円
死後事務委任契約執行	死後事務委任契約書の内容を実現していきます。	55,000円～ （応相談）
・役所手数料、交通費など別途実費頂戴いたします。		

その他の手続き料金

相談料	初回無料
クリーニングオフ書面作成	11,000円 (配達記録料金込み)
クリーニングオフ書面作成 信販会社への通知	上記金額に5,500円加算
労働契約書作成	11,000円
外国人労働契約書作成	11,000円
労働条件通知書作成	11,000円
任意後見契約書作成	33,000円～

エンディングノート 《思いの手帳》販売

	
思いの手帳 1冊	2,200円
<p>・ 思いの手帳購入希望と TEL 又はメールでお伝えください。 Mail adviser_katujimu@ybb.ne.jp TEL 052-581-8116</p> <p>・ 送料込みの価格です。(原則：ゆうメールでお届けします)</p> <p>・ メール、TEL の後、お振込み先をお知らせします。 (振込手数料はお客様負担でお願いします)</p> <p>・ お振込み確認後、送付いたします。(お振込確認後1週間程度です)</p>	